

平成26年

第1回市議会定例会 議案第58号

函館フットボールパーク条例の制定について
函館フットボールパーク条例を次のように定める。

平成26年2月27日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館フットボールパーク条例

(設置)

第1条 市民にスポーツに親しむ場を提供するとともに、スポーツの大会、合宿等の開催を通じて人や地域の交流を促進し、もって市民の心身の健全な発達および競技水準の向上に寄与するため、市にフットボールパークを設置する。

(名称および位置)

第2条 名称および位置は、次のとおりとする。

名称 函館フットボールパーク

位置 函館市日吉町4丁目50番地5および64番地4

(施設)

第3条 函館フットボールパーク（以下「フットボールパーク」という。）に次に掲げる施設を置く。

- (1) 天然芝サッカーグラウンド
- (2) クレーサッカーグラウンド
- (3) 人工芝多目的グラウンド
- (4) フットサルコート
- (5) テニスコート
- (6) 第1クラブハウス
- (7) 第2クラブハウス

(供用期間および供用時間)

第4条 フットボールパークの施設の供用期間および供用時間は、函館

市教育委員会規則で定める。

(使用の許可)

第5条 フットボールパークの施設の使用（第2クラブハウスのロッカールームの使用にあつては、専用使用する場合に限る。）をしようとする者は、あらかじめ函館市教育委員会（以下「委員会」という。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 委員会は、前項の許可をする場合において、フットボールパークの管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(使用の不許可)

第6条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、フットボールパークの施設の使用を許可しない。

(1) 秩序もしくは風紀を乱し、または他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(2) 建物、附属設備等を損傷し、汚損し、または滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) その他フットボールパークの管理上支障があると認められるとき。

(目的以外の使用等の禁止)

第7条 第5条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該許可に係るフットボールパークの施設を許可を受けた目的以外に使用し、他人に転貸し、またはその使用する権利を譲渡してはならない。

(利用料金)

第8条 使用者は、フットボールパークの施設の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に支払わなければならない。

2 利用料金の額は、指定管理者が、フットボールパークの施設にあつては別表第1に、フットボールパークの附属設備または備付物件にあつては別表第2に掲げる金額の範囲内において、あらかじめ市長の承

認を受けて定めるものとする。

3 指定管理者は、特に必要と認める場合について、あらかじめ市長の承認を受けて定めるところにより、利用料金を減免することができる。

4 利用料金の支払方法については、指定管理者が、あらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

(利用料金の不還付)

第9条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認める場合について、あらかじめ市長の承認を受けて定めるところにより、その全部または一部を還付することができる。

(特別設備等の制限)

第10条 使用の許可を受けたフットボールパークの施設の使用に当たり特別の設備を設け、または既存の設備を変更しようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。

(使用の許可の取消し等)

第11条 委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは使用の条件を変更することができる。この場合において、使用者に損害が生じても市は、その賠償の責めを負わない。

(1) この条例またはこれに基づく規則に違反したとき。

(2) 使用の許可の条件に違反したとき。

(3) 第6条各号のいずれかに該当する理由が生じたとき。

(4) 使用の許可の申請に偽りがあったとき。

(販売行為等の禁止)

第12条 委員会の許可を受けた者以外の者は、フットボールパークの施設またはその敷地内において、物品の販売、寄附の要請その他これらに類する行為をしてはならない。

(原状回復等)

第13条 使用者は、使用の許可を受けたフットボールパークの施設の使用を終了したとき、または第11条の規定により使用の許可を取り消され、もしくは使用を停止されたときは、直ちにその使用場所を原状

に回復して返還しなければならない。

- 2 使用者が前項の義務を履行しないときは、委員会は、使用者に代わってこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償の義務)

第14条 フットボールパークに入場した者は、建物、附属設備等を損傷し、汚損し、または滅失したときは、委員会の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。

(入場の制限)

第15条 委員会は、フットボールパークに入場しようとする者または入場した者が第6条各号のいずれかに該当するときは、入場を拒否し、または退場させることができる。

(指定管理者による管理)

第16条 フットボールパークの管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者に行わせるものとする。

- 2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) フットボールパークの施設の使用の許可および制限に関すること。

(2) フットボールパークの維持管理に関すること。

(3) その他委員会が定める業務

- 3 指定管理者に前項の業務を行わせる場合における第5条、第6条、第10条から第12条までおよび前条の規定の適用については、これらの規定(第5条第1項を除く。)中「委員会」とあり、および第5条第1項中「函館市教育委員会(以下「委員会」という。)」とあるのは、「指定管理者」とする。

(規則への委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、函館市教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第3条から第16条まで、別表第1および別表第2の規定(人工芝多目的グラ

ウンド，フットサルコートおよび第2クラブハウスに係る部分に限る。)は，公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において函館市教育委員会規則で定める日から施行する。

(函館市日吉サッカー場条例の廃止)

- 2 函館市日吉サッカー場条例（平成8年函館市条例第46号）は，廃止する。

(函館市民庭球場条例の一部改正)

- 3 函館市民庭球場条例（昭和29年函館市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中 「函館市青柳市民庭球場 函館市青柳町10番」を「
函館市日吉市民庭球場 函館市日吉町4丁目7番」

函館市青柳市民庭球場 函館市青柳町10番」に改める。

第7条第1項の表以外の部分中「または函館市日吉市民庭球場」を削る。

第11条第1項ならびに第2項第1号および第2号中「函館市日吉市民庭球場および」を削る。

別表第1（第8条関係）

区 分		利用料金		
		単 位	金 額	
			平日	休日等
天然芝サッカーグラウンド	一般	1面1時間までごとに	2,000円	3,000円
		半面1時間までごとに	1,000円	1,500円
	児童等	1面1時間までごとに	1,000円	1,500円
		半面1時間までごとに	500円	750円
クレーサッカーグラウンド	一般	1面1時間までごとに	1,000円	1,500円
		半面1時間までごとに	500円	750円
	児童等	1面1時間までごとに	500円	750円
		半面1時間までごとに	250円	380円
人工芝多目的グラウンド	一般	1面1時間までごとに	2,700円	4,000円
		半面1時間までごとに	1,350円	2,000円
	児童等	1面1時間までごとに	1,350円	2,000円
		半面1時間までごとに	680円	1,000円
フットサルコート	一般	1面1時間までごとに	700円	1,000円
	児童等	1面1時間までごとに	350円	500円
テニスコート	一般	1面1時間までごとに	150円	220円
	児童等	1面1時間までごとに	80円	110円
第1クラブハウス	大多目的室	1室1時間までごとに	200円	200円
	シャワー室	1人1回につき	100円	100円
第2クラブハウス	ロッカールーム（専用使用）	1室1時間までごとに	300円	300円
	ロッカールーム（専用使用以外）		無料	無料
	中多目的室	1室1時間までごとに	200円	200円
	小多目的室	1室1時間までごとに	100円	100円
	シャワー室	1人1回につき	100円	100円

備 考

1 休日等とは、次に掲げる日をいう。

(1) 日曜日および土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 7月25日から8月20日までの日（第1号に掲げる日を除く。）

2 児童等とは，児童および生徒をいう。

別表第2（第8条関係）

区 分	利用料金	
	単 位	金 額
照明設備（人工芝多目的グラウンド）	1面1時間までごとに	2,200円
	半面1時間までごとに	1,100円
照明設備（フットサルコート）	1面1時間までごとに	500円
移動式放送設備	1時間までごとに	360円

（提案理由）

日吉町4丁目にフットボールパークを設置するため